

令和 7 年度 佐久市介護サービス相談員 募集要項

1. 介護サービス相談員の目的と活動内容

介護サービス相談員は、介護保険施設などを定期的に訪問し、利用者の日常的な不満や不安、疑問などを聞き、その解消を手助けします。これにより、苦情に至る事態を未然に防ぎ、介護サービスの質の向上を図ることを目的とします。

主な活動

- **施設訪問:** 市内全域の介護保険施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、特定施設、有料老人ホームなど)を2人1組で訪問します。
 - ・訪問頻度は2か月に1回程度、1回あたり1時間~2時間です。
 - ・月に約10か所の事業所を担当します。訪問日程は事前に調整します。
- **市及び相談者への報告:** 各月末に活動内容を市へ報告し、緊急時は随時報告します。相談内容の調整・対応結果を相談者に報告します。
- **研修への参加:** 介護サービス相談・地域づくり連絡会が主催する研修(東京都内またはオンライン)に参加し、介護に関する基礎知識を深めます。研修費用や旅費は市が負担します。

前期研修	4日間(7月中旬)
介護施設等訪問実習(佐久市内)	7時間以上
地域ケア体制のヒアリング(佐久市高齢者福祉課)	2時間以上
後期研修	1日(8月下旬)

※各種研修等が修了するまでの間については、現職の介護サービス相談員との同行訪問となります。

2. 応募資格

以下のすべての要件を満たす方。

- 18歳以上で、健康状態が良好な方
- 月に10日程度の相談活動ができる方
- 市が指定する研修や会議等に参加できる方
- 現在、介護サービス事業所の役員または従業員ではない方
- 本事業の活動に意欲があり、ボランティアマインド及び協調性を有する方
- 車の運転ができる方
- LINEを使用し佐久市役所 LINE支所(佐久市 LINE公式アカウント)を登録できる方

3. 募集人数・任期・謝金

- **募集人数:** 2 人
- **任期:** 令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで(3 年間。再任あり)
- **謝金:** 半日訪問につき 3,120 円
費用弁償(交通費)は 1km あたり 37 円(市規定)
第三者委員会等への出席も施設訪問と同額の活動謝礼を支給します。
- **活動時間:** 平日の午前 10 時～12 時または午後 2 時～4 時
(時間は目安であり施設の都合により変動があります。)

4. 応募方法

提出書類: 介護サービス相談員応募用紙

佐久市役所高齢者福祉課介護保険給付係窓口で配布、または佐久市ホームページからダウンロードできます。

提出先: 〒385-8501 長野県佐久市中込 3056

佐久市役所 高齢者福祉課 介護保険給付係

提出期限: 令和 7 年 6 月 23 日(月)必着

5. 選考方法

- **選考方法:** 書類選考、面接により総合的に審査します。
- **面接実施日:** 令和 7 年 6 月 30 日(月)
- **結果通知:** 令和 7 年 7 月中に文書で通知します。

選考された方は、各種研修等が修了するまでの間については、現職の介護サービス相談員との同行訪問となります。

6. 問い合わせ先

佐久市 福祉部 高齢者福祉課 介護保険給付係 TEL: 0267-62-2111